

## 新園舎創設記念募金の受付開始

### <ごあいさつ>

日頃より、生田ひまわり幼稚園の教育、保育に対する深いご理解とご支援、多大なるご供養力を賜り、心より御礼申し上げます。

学校法人岸栄光学園生田ひまわり幼稚園は、2020年4月より幼保連携型認定こども園として運営を開始しました。こども園への移行に伴い幼保一体型の施設となり、2021年6月には全ての工事が完了し竣工式を迎えました。

つきましては、現在の厳しい社会、経済情勢の下におきまして大変恐縮に存じますが、ご支援・ご協力のご検討をいただけますようお願い申し上げます。

### <募金概要>

募集対象	卒園児の保護者、募金の趣旨に賛同して頂ける個人や法人、企業など
募集受付期間	2021年7月1日～2023年6月30日まで
募金金額	1口 <b>5000円</b> (複数口可) ※期間内であれば何度でもご参加頂けます。 ※一口未満の募金についてもありがたくお受けいたします。 ※大口の寄付者の方には銘板の設置を検討中です。
募金用途	子どもたちの教育環境、施設等の充実、発展のため
寄付の流れ	1. 申込書のご記入をお願い致します。申込書のご記入方法は下記2通りでございます。 (ア) HPのフォームにご入力頂き、申込書を郵送させていただきます。 ご記入後、園までご提出をお願い致します。 (イ) 申込書にご入力頂き、下記メールアドレスに送付をお願い致します。 <b>Mail : ikutahimawari2020@gmail.com</b> 2. 振込先口座をメールまたは、書面にてお知らせしますのでお振込みをお願いします。 (お振込み手数料はご負担いただきますようお願いいたします) ご入金確認後、領収書及び特定公益増進法人であることの証明書(写)を送付させていただきます。

### <募金受付について>

学校法人岸栄光学園生田ひまわり幼稚園では、地域の皆様、個人、法人・団体の皆様からの募金の受付を行っております。多くの皆様方のご支援、御援助を心からお願い申し上げます。

学校法人岸栄光学園への寄付は税金控除の対象となります。

※詳しくは神奈川県の寄付金税額控除ページをご参照ください。

個人によるご寄付の場合：年内（1月～12月）の寄付金合計金額から2千円を引いた金額について、所得税法上の控除（税額控除制度または、所得控除制度の選択制）および、個人住民税の寄付金税額控除が受けられます。なお、個人住民税の控除については、各都道府県又は市区町村によって条例指定が異なりますので、詳細は住民税を納税されている自治体にお問い合わせください。

法人の場合は、お申し込みの方法として「受配者指定寄付金」と「特定寄付金」の2種類があります。「受配者指定寄付金」は、寄付金額が法人の損金枠を超える場合に、日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」という。）が実施する受配者指定寄付金制度を利用することにより、全額を損金扱いにすることが可能となります。この制度は事業団が寄付金を受け入れ、指定された私立学校に寄付金を配付する制度で、免税手続きには事業団が発行する「寄付金受領書」が必要です。

「特定寄付金」は、寄付金額が法人の損金枠内でまかなえる場合に、本法人発行の「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」によって損金算入の手続きができる比較的短時間で事務処理が可能な制度です。

税金控除の手続きに必要な受領書を希望される方へ発行しております。

#### 【問い合わせ先】

認定こども園 学校法人 岸栄光学園

生田ひまわり幼稚園

園長 寿継

電話番号：044-955-9998

メール：ikutahimawari2020@gmail.com